

# 空き家を放置していませんか？ 空き家の活用・解体を支援しています

▶ 建築課 ☎23-3684

適切に管理されていない空き家は、建物の劣化が進み、倒壊や部材の落下など保安上の危険、草木の繁茂や害虫・害虫の発生など衛生上の問題の他、防災面や防犯面などで問題が発生するおそれがあります。

## ● 適正管理は所有者の責務です

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家の所有者・管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めなければならないと定められています。

## ● 納付税額が増える場合があります

空き家が適切に管理されず、「特定空家等」や「管理不全空家等」として勧告を受けると、固定資産税などの住宅用地特例の対象から除外され、納付税額が高くなる場合があります。

## ● 損害賠償を請求される場合があります

空き家の倒壊などで近隣の建物や通行人に損害を与えた場合、その所有者などは損害賠償などの管理責任を問われる場合があります。

## 【空き家の活用・解体を支援しています】

本市では、空き家の活用や解体を促進するため、下記補助金制度の他、行政書士や宅地建物取引士による無料相談を行っています。(無料相談については、36ページの「暮らしの便利帳」をご覧ください。)

### ● 空き家等活用促進事業補助金

- ※空き家バンクに登録が必要
- 【補助上限額(補助率1/2)】
- ・改修費補助 60万円
- ・片付け費補助 10万円
- ・手続費補助 10万円

### ● 空き家解体促進事業補助金

- ※市が判定し対象となった空き家
- 【補助上限額(補助率1/2)】
- ・危険空き家 50万円
- ・老朽空き家 20万円



▲市HP  
(空き家等活用  
促進事業補助金)



▲市HP  
(空き家解体促進  
事業補助金)



## できていますか?住まいの地震対策

### ● 木造住宅無料耐震診断

お住まいの木造住宅が地震に強いかどうかを無料で診断します。(昭和56年5月以前に建築されたものに限る)



▲市HP



木造住宅等耐震改修補助金がこれまでの140万円からさらに最大30万円上乘せされます!

【上乘せ条件:高齢者のみ世帯20万円、市内業者が施工10万円】

補助金名	補助条件	補助額
木造住宅等耐震改修補助金	耐震診断の結果、安全でないと診断された住宅の補強設計および補強工事を行う場合	上限170万円
簡易耐震対策事業補助金	耐震診断の結果、安全でないと診断された住宅の屋根の軽量化や、防災ベッドの購入などを行う場合	上限40万円
木造住宅解体事業補助金	昭和56年5月以前に建築された地震時に安全でない木造住宅の解体工事を行う場合	上限10万円 (補助率1/2)
ブロック塀等安全対策事業補助金	道路などに面している危険なブロック塀などの撤去の場合	最大20万円 (補助率1/2)
	撤去後、フェンスなどへ建て替える場合	最大30万円 (補助率1/2)



▲市HP

▶ 建築課 ☎23-3526